令和２年２月定例教育委員会会議録

１．開会及び閉会に関する事項

（１）日　時　令和２年２月１２日（水曜日）

開　会　１５時３０分

閉　会　１７時２０分

（２）場　所　直方市役所　８階　第８０８会議室

２．出席者及び欠席委員の氏名

（１）出席者

教育長　山本栄司

教育委員　山内健　　教育委員　澁谷昌樹

教育委員　中野昭子　教育委員　阿部英子

３．会議に出席した者の氏名

（１）事務局

教　育　部　長　安永由美子

教育総務課長　熊井康之、教育総務係長　舩越健児

学校教育課長　川原国章、学校教育課管理主事　大塚泰信

学校教育課指導主事　村上善道、こども育成課長　塩田礼子

こども育成係長　福間紀美子、家庭支援係長　松﨑祐一

文化・スポーツ推進課長　古賀　淳

（２）書　記

教育総務課長　熊井康之

４．会議式次第

○山本教育長

それでは、２月定例教育委員会をはじめさせていただきます。

まず、教育長報告です。

１月１７日の金曜日、定例教育委員会、それと総合教育会議を実施いたしました。総合教育会議はこれが第３回目ということで、教育大綱が３回目で決定という運びとなりまして、テーマのほうが「未来を拓く」、サブテーマが「新しい時代をたくましく生き抜く人づくり」ということで決定したところでございます。この後、また報告事項のところで御確認ください。

２２日、水曜日、保幼小中高連携推進協議会運営委員会を実施いたしました。令和元年の活動報告、それから令和２年度の活動計画、その他情報交換等を行ったところです。今回の委員会のほうでは、特に高校のほうからの御発言が多く、中高の連携は進んでいると今後、小と高の連携も進めたいというのが高校の考え方ということで出されておりました。特に、地元の子供は地元で育てようということで、いろいろ昨年度から始まっております特別選抜等の影響なども出ておったところでございます。

２３日、木曜日、ＡＬＴ業務委託業者選考委員会。全４社からプレゼンの説明をいただきました。直方市外国語指導助手ＡＬＴですが、この派遣業務事業者の選定を行っておるところでございます。

２４日、金曜日、小中一貫教育推進本部会。現在、小中一貫教育の取り組みは各学校２期目の取り組みに入っておりまして、本年度で一中校区は終了ということになります。次年度は、今度は二中校区が終了ということで順次、その後終了していくという流れになってまいります。終了しました後の取り組みの内容、そして方向性といったものについてここで協議をしたところでございます。

２７日、月曜日、教育要望に関する福岡県教育庁訪問ということで、県庁のほうに行ってまいりました。児童生徒支援加配、それから指導方法、工夫改善、この継続並びに新規配置の要望、これを初めとしまして、教育条件整備の要望に行ってまいったところです。各中学校ブロック代表校長、それから市人権代表らと行ってまいりました。

２９日、水曜日、直方市民文化祭実行委員会ということで、１１月に実施されました第５１回の直方市民文化祭、この事業報告並びに決算報告、そして実行委員会の設置要綱の改正といったような内容でございます。

２月に入ります。

３日、月曜日、定例校長会を実施いたしまして、７日、金曜日、県教育センター長期研修発表会が行われました。直方市のほうから直方南小学校の古賀浩孝先生、テーマのほうがチャレンジする児童を育てる生徒指導の一方途

ということで発表をされておられました。立派な発表だったと思っております。それから、北筑豊地区中学校長会研修会が同日に開催されております。

１２日、水曜日、定例教育委員会、これが本日でございます。

裏面にいきまして、２月１９日、水曜日、福岡教育大学教職大学院研究報告会が予定されております。直方市内のほうでは、桑野美咲先生、下境小学校、佐竹真由子先生、直方第二中学校、両者ともに生徒指導で今勉強されておりますが、ここで報告会が行われます。

同日、初任者研修閉講式、事務所のほうで実施される予定ということになっております。

２１日の金曜日から議会のほうが本会議ということで提案説明があります。

２５日、火曜日、教育論文・実践記録表彰式並びに発表会が事務所で開催される予定です。

２６日、水曜日、学校保健会研修会が予定されております。

２５日から２８日まで議会のほうで一般質問が入っているというところでございます。

以上、教育委員会行事報告ということでございます。

この内容につきまして、何かございましたらお願いいたします。

○学校教育課管理主事（大塚泰信）

一点、追加をお願いいたします。２月２０日の木曜日、直方市の初任者研修の閉講式が入ります。

○山本教育長

教育長報告は以上で終わらせていただきます。続きまして、議案のほうに入らせていただきます。

議案第３８号、令和元年度３月補正予算について、お願いいたします。

○こども育成課長（塩田礼子）

議案第３８号、令和元年度３月補正予算について、令和元年度３月補正予算について、別紙のとおり提案する。令和２年２月１２日、直方市教育委員会、教育長、山本栄司。提案理由といたしましては、直方市教育委員会事務委任規則第２条第４号の規定により提案するものであります。

歳出、３款２項１目、児童福祉総務費、２５節、積立金に２，０００円を計上しております。これは、市立保育所の施設整備基金利子を積み立てるものでございます。

歳出、３款２項６目、保育事業費では９６万４，０００円を計上いたして

おります。中央保育園の運営委託料の分となっております。当初、年間で入所人数を７２０名として予算をお願いしておりましたけれども、１０名程度ふえる見込みとなっております。

続きまして、障害児保育事業補助金では８８６万４，０００円を計上しております。対象者は３６名で見込んでおりましたところ、本年度の対象者が５１名となる見込みとなったことから補正をお願いするところでございます。

保育体制強化事業補助金では、保育士でなくてもできる仕事をするために保育補助者を雇用した場合の保育所に対する補助金を交付しておりまして、１４人として予算をお願いしておりましたけれども、実際の申請は２園であったため、利用分の１，２３６万円を減額するものでございます。

続きまして、私立保育所運営費では、８，９６６万２，０００円を減額補正しております。当初は延べ入所者数１万５，８４０名で見込んでいたところ、実際の延べ利用者数が１万５，３４５名となる見込みとなったところから不用額について減額するものでございます。

認可外保育施設無償化給付費につきましては、利用者数を３０名で見込んでいたところ、実際の利用者が２０名であったことから４４４万円の減額補正をお願いするものでございます。

１行飛びまして、１０款１項４目、幼児教育振興費の扶助費におきまして、私立幼稚園無償化給付費では、無償化給付費として１，０１７万円の減額をお願いしております。当初対象者は３６０名と見込んでおりましたところ、２００名の見込みとなったところからの減額補正をお願いするものでございます。以上です。

○教育総務係長（舩越健児）

１０款１項２目の２５節で積立金６万円を計上しております。直方市立学校基金の基金利子を積み立てるものでございます。

それから１行飛びまして、１０款２項１目の小学校費、学校管理費で１億２，０５５万３，０００円を計上しております。

こちらは校内通信ネットワーク整備事業の業務委託料としておりますけれども、小学校の全ての普通教室と特別支援学級に無線ＬＡＮを引く工事費となっております。

２目、教育振興費で７４４万９，０００円を１４節で計上しております。

こちらは一人一台タブレットということで、タブレット端末の借り上げ料となっております。まず、令和２年度に関しましては、５年生、６年生を先行して配置することになっておりますので、そちらの借り上げ料となっております。こちらを計上しております。

同じく小学校費、４目の学校建設費でございます。こちら１５節の工事費としまして、５，６７７万９，０００円を計上しております。こちらはトイレ快適化事業ということで、上頓野小学校の校舎、それから体育館、それと感田小学校の校舎のトイレ改修となっております。改修の内容としましては、洋式便器の設置、それから乾式化の工事を行う予定としております。

続きまして、１３節、委託料で５２９万９，０００円を計上しております。こちらは防災機能強化事業としまして、植木小、北小、新入小の外壁改修を行います。こちらの監理委託をするための費用となっております。

１５節、同じく工事費としまして、２億１，６６７万１，０００円を計上しております。こちらは防災機能強化事業として、今説明しましたけれども植木小、北小、新入小の外壁改修を行う事業となっております。

続きまして、中学校費の１目、学校管理費としまして、先ほど説明しました校内ネットワーク整備業務委託料ということで、こちらは中学校の普通教室、特別支援学級に全て無線ＬＡＮを引くための費用となっておりまして、４，５３７万７，０００円を計上しております。

２目、教育振興費としまして、こちらも小学校と同じくタブレット端末の借り上げ料で計上しております。３８５万円を計上しておりますけれども、こちらが中学校の１年生を先行して配置することとしております。

続きまして、４目、学校建設費としまして、３，０００万３，０００円を計上しております。こちらは同じくトイレ快適化事業ということで、令和２年度は直方第三中学校の校舎のトイレを改修する工事費を計上しております。

以上になります。

○文化・スポーツ推進課長（古賀　淳）

１０款４項２目、公民館費１９節で９０万円をお願いしております。これは、公民館類似施設設置助成金という名称の補助金でございまして、下境１区の公民館がトイレの改修及び床の改修をされました。それが、総額３６０万円となっておりまして、この枠ですと補助金の枠が適用額９０万ということで、予算を計上させていただいております。

同じく１３節、委託料で１６５万７，０００円を計上いたしております。これは中央公民館空調改修に伴う設計委託料でございまして、説明資料はＡ３の横長の中央公民館空調改修工事及びその主な館の利用制限についてということで、今後の先の見込みまで含めて御説明させていただきます。

中央公民館の空調につきましては、もう２３年が経過いたしまして、修理の部品の調達ができ兼ねる状況になっておりますので、今年度及び来年度に緊急防災・減災事業という形で、非常に高い補助金がございます。中央公民

館は災害時の避難施設として指定されておりますので、この経費が使えることによりまして、令和２年度までの制度となっておりますので、この補助金を活用したということで、３月補正でお願いするところでございます。

今後のスケジュールについては、表をごらんください。３月で補正を上げますと、でき上がりが６月、７月で設計委託が完成いたします。６月補正に間に合わない予定ですので、９月補正で工事の予算を計上して業者が決定して工事に着工できるのは１２月ぐらいと、でき上がりが５月ないし６月を予定いたしております。この工事に伴います館の現実的な利用者の方々への影響というところは、貸館をしない期間は令和３年、新年度になりまして、１２月から１月に着工して３月ぐらいまでかなというふうには思っております。工事の進捗によりまして、貸館を制限する時期というのが、４月、５月、６月ぐらいまでちょっと影響を及ぼすのではないかなというふうに思っております。

右側にいきまして四点目、貸館予約が今どのようになっているかというのから説明いたしますが、６月１日現在で、頻繁に使われている利用者の方の抽せん会をやっております。そのとき６月１日には７月、８月、９月末日分までの予約を受けております。そのように当該月を除く先３カ月までの予約をしていただいて、館を利用してもらっております。それが今の説明のとおり、仮に１２月１０日から工事に入れるとすると、９月に１０、１１、１２月を予約することになりますので、そこから予約に影響が出てくるということが出てまいります。仮に、令和２年度に入りまして、その時期には御案内を差し上げまして、いつまでの予約しか受けられませんということを通知してまいります。

三番目、それが令和３年４月１日、工事完了までの申請時期はどうなるかということですが、今のところ４月は無理にしても通常の工期を示す標準工期でいいますと、６月中には完了検査が終わって再び通常どおりの利用に戻れるということになってまいりますので、４月１日の月頭の皆さんの公募というか抽せん会からスタートして、そのころには工事の完了検査の日付がわかっておりますでしょうから、６月の例えば２０日からしますよということができようかというふうに思っております。そういう意味では、４月に募集は再開するけれども、実際使えるのは完了日以降ということになります。

五点目でございます。そのように市民の皆様、利用者の皆様には御迷惑をかけます。今、１年間に中央公民館は１０万人ぐらいの利用者数がおられますけれども、そういうちょっと大きな影響が出ますので、この３月補正の議決が得られましたら、市の広報、ホームページへの掲載をする。それから直方市の館の定期的な利用者、教室とかをやってらっしゃる方々には周知文書

を直接お渡しするか配付する。それから、ほかの公共施設でもお知らせの書面通知は掲示をする。頻繁に利用される方ほど影響が大きいので、周辺の施設はどんなものがありますよとか、料金は幾らぐらいですよという御案内を含めてやっていこうというふうに考えておりますので、申し添えておきます。

補正のほうに戻らせていただきます。１０款４項１３目、文化振興費で１万４，０００円を計上しておりますのは、文化振興基金から発生する利息を積み立てるものでございます。

１０款５項１目、保健体育総務費で７０万を委託料で上げておりますけれども、これは東京オリパラ応援イベントというのを今予定しておりまして、３月２８日がチューリップフェアのスタートの日になるのではなかろうかと思います。通常はチューリップフェアは４月第１週からスタートして、第２週で終わるということになっておりますが、球根の間に暖かい時期が長かったので多分早いだろうということで、それで３月補正でぎりぎりでしたけど、このような予算を上げさせていただいておりまして、聖火リレーが直方市は通りませんのでそのような行事を含めて考えております。

１０款５項１目、４万１，０００円、積立金に関しましては、体育施設整備基金から発生する利息の積み立てとするものでございます。以上です。

○教育総務係長（舩越健児）

繰越明許費補正としまして、１０款２項、３項、小学校費、中学校費です。

先ほど説明しました内容の事業になります。こちら３月補正で計上させていただきまして、全額繰越まして令和２年度に事業を行う予定としております。以上になります。

○文化・スポーツ推進課長（古賀　淳）

１０款４項の先ほど説明しました中央公民館の設計委託は、なるべく早く着手して繰り越して設計に入るということですので、明許費繰越で１６５万７，０００円、そのまま計上させていただいております。以上でございます。

○教育総務係長（舩越健児）

債務負担行為補正といたしまして、先ほど説明しました小学校、中学校のタブレット端末の借り上げ料です。こちらを５年間のリースで購入する予定としておりますので、債務負担の補正をさせていただきます。限度額としまして、小学校費が２，９７９万６，０００円、中学校費が６，５３９万７，０００円を計上しております。以上になります。

○山本教育長

令和元年度３月の補正予算について説明がありましたが、質問がございましたらお願いいたします。

○山内委員

３月補正でネットワーク整備をするということは、実際的に学校で使える状況になるのはいつごろでしょうか。

○教育総務係長（船越健児）

まだ設計が終わっておりませんので、何とも言えないところですが、予定としましては夏休み中に実施するしかないと思っております。普通教室に入ることになりますので、夏休みに完了して、２学期中には使えるようにはと思っております。ただ、整備をしましても、品物がないので、使える状態にはならないのではなかかと思います。

○山内委員

品物がないというのは、タブレットがないということですか。

○教育総務係長（船越健児）

タブレットにつきましては、福岡県が共同で調達するという形になっており、直方市は一緒に調達しようと思っておりますので、県のスケジュールに乗るような形になります。これが、全国的に一気に整備するので物が準備できないのではないかというところで、場合によってはもう年度末ぎりぎりになる可能性もありまして、タブレット端末についてはまだ先が見えていない状況です。ただし、年度末までには整備するということになりますので、それを踏まえますとＬＡＮを整備して端末が整備されたら使えるようになるということで、年度中ということしか今のところはいえません。

○山内委員

早ければ年度中ということですか。

○教育総務係長（船越健児）

年度中には絶対に整備しないといけません。補助金の関係で決まっていますので、年度中には必ず使えるようにしなければならないと思います。

○山内委員
　５年生、６年生だけとか中１だけとかいうのは、こういう制限がかかるのは学校としては問題ないのでしょうか。

○学校教育課長（川原国章）
　国がその方針を出しているので、それにのっとってやっていくしかないと思っております。

○山内委員
　順次学年をふやしていくということですか。

○教育総務係長（船越健児）
　こちらも先ほど申し上げましたように、国のロードマップでは、一番使用するであろう学年として５年生、６年生と中学生１年生というのが設定されておりまして、その後中学校２年生、３年生、小学校３年生、４年生、最後に小学校１年生、２年生という計画が立てられていますので、この順番で整備していこうと考えています。

○山内委員
　わかりました。

○山本教育長
　市町村によって何人一台という部分は違いが出てくるかもしれませんが、直方市は一人に一台で考えているということですね。

○教育総務係長（船越健児）
　その予定をしております。

○山本教育長
　この件についても、来年度から取り組みを進めていこうと考えており、そういう御膳立てをしていただけるようになりましたので、ありがたく思っております。
　そのほか何かございましたらお願いします。よろしいですか。
　それでは、議案第３８号につきまして、了承いただける方は挙手でお願いいたします。

（挙手）

○山本教育長

ありがとうございます。続きまして、議案第３９号のほうに移ります。直方市教育委員会令和２年度予算について、お願いいたします。

○こども育成課長（塩田礼子）

議案第３９号、直方市教育委員会令和２年度予算について、直方市教育委員会令和２年度予算について、別紙のとおり提案する。令和２年２月１２日、直方市教育委員会、教育長、山本栄司。提案理由といたしまして、直方市教育委員会事務委任規則第２条第４号の規定により提案するものでございます。

こども育成課の分から説明させていただきます。

３款２項６目、ひとり親医療費支給事業におきまして、こちらについては毎年現状届といいまして１年に１回更新作業がございますので、その消耗品費について５万９，０００円を計上いたしております。

家庭児童相談業務につきましては、自動システムは保守点検委託料等で４３万５，０００円を計上いたしております。

３款２項１目、子ども子育て支援事業につきましては、鞍手乳児院とあざかみこどもクリニックで実施している幼児保育事業に関する費用等で９２６万６，０００円を計上いたしております。年間７００名程度になっております。今年度と比べまして２５６万円減額となっておりますけれども、こちらにつきましては今年度確定しております子ども・子育て支援事業計画策定が終了することによるものでございます。

３款２項２目、母子生活支援事業につきましては、母子寮を利用した際の委託費として一世帯分１６３万１，０００円を、３款２項２目、その他児童措置費におきましては、児童手当及び児童扶養手当で１３億７，３３６万円を計上いたしております。本年度に比べまして、１，９２６万１，０００円の減額となっております。これは日本の方を対象とした給付金が終了することによるものでございます。

３款２項３目、乳幼児講習事業におきましては、会員登録講習会の謝金及び加入者の普及等に８８万６，０００円を、子育て広場事業におきましては、講座等で１２０万５，０００円、地域子育て支援センター施設管理事業におきましては、修繕料、清掃委託料等で１５４万７，０００円を計上いたしております。

３款２項３目、子育て応援リユース協働事業におきましては、「りちゃいけ」の委託料などとして５７４万７，０００円を、セカンドブック事業にお

きましては８８万８，０００円を計上いたしております。

３款２項３目、保護者のための子育て支援事業につきましては、こちらは新規の事業になっておりますけれども、乳幼児期から家庭の生活習慣等を習得できるように両親を対象とした講座の講師謝金などとしての３４万８，０００円を計上いたしております。

３款２項１目、学童保育事業におきましては、学童保育におけるエアコンの計画的更新及び学童保育所に２億１，２０３万７，０００円を計上いたしております。前年度に比べまして、３，１０４万７，０００円増額となっておりますけれども、利用者が８０名程度増加する見込みであること、設備の老朽化に対応するための増額となっております。

３款２項１目、学童保育施設整備事業では、施設の修繕料として６４万９，０００円を計上いたしております。前年度に比べまして、４，０２３万４，０００円の増額となっております。

３款２項６目、私立保育所では、施設型給付費、延長保育補助費、障害児保育補助金等で１５億３，３１９万円を計上いたしております。本年度に比べまして、１，９４７万４，０００円の減額となっております。本年度につきましては、市外の公立保育所の予算をこの予算に含んでおりましたけれども、来年度につきましては予算の振りかえを行いまして、公立保育所の予算により利用させるということが主な減額の要因となっております。

３款２項６目、公立保育所では、１億４，６３０万９，０００円を計上いたしております。今年度に比べまして、９８２万８，０００円の増額となっております。６４ページに載っております。

３款２項６目、認定こども園保育部分では、１億３，１００万８，０００円を計上いたしております。１，０４６万６，０００円の増額となっております。

３款２項６目、地域型保育事業・事業所内保育費では、３４３万１，０００円を、３款２項６目、認可外保育施設では３６２万８，０００円を計上しております。減額の理由といたしましては、本年度は事業所内保育で１０名、認可外保育所は３０名と見込んでおりましたけれども、無償化の制度が今年度始まりまして、ふたをあけてみると利用者が少数であったというところから来年度につきましては、事業所内保育につきましては２名、認可外保育所につきまして７名で予算化をしております。

１０款１項４目、私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、今年度から始まりました幼児教育無償化により廃止になりました。また、私立幼稚園協会の運営費補助金につきましては、幼稚園教諭の研修費で９７万６，０００円を計上いたしております。

１０款１項４目、認定こども園の教育部分につきましては、４，９９２万９，０００円を計上いたしております。１，０６０万１，０００円が増額となっておりますけれども、預かり保育の無償化に係る費用の計上が主な要因となっております。

３款２項２目、助産事業につきましては、経済的な理由により助産費用を受けることができない妊娠出産に対し４０万４，０００円を、３款７項１目健康づくり推進事業では食生活の改善推進として１０万円を計上いたしております。

３款７項１目、乳幼児予防接種事業では１億４０１万９，０００円を計上いたしております。７２１万７，０００円の増額につきましては、来年度からロタウイルスの定期予防接種が始まることと、児童福祉施設の職員の麻疹の予防接種を受けるための補助金の新設によるものが主な要因となっております。

３款７項１目、発達相談事業では、５２２万４，０００円を、乳幼児家庭健康訪問事業では２６５万８，０００円を計上いたしております。発達相談事業では、定期的に幼稚園、保育所を訪問するための補助費として１２２万１，０００円の増額となっております。

３款７項１目、乳幼児健診診査事業では４２６万１，０００円を、母子健康手帳交付、妊娠健康診査で３，８１６万７，０００円を、母子保健相談支援では８９５万円を計上しております。

３款７項１目、療育支援訪問事業ではペアレントトレーニング報償費等として、２５５万３，０００円を、離乳食教室では５９万９，０００円を計上いたしております。

３款７項４目、健康福祉家庭管理事務では、清掃委託料、警備の委託料等で３０２万円を計上いたしております。以上、こども育成課分でした。

○教育総務課長（熊井康之）

続きまして、裏面の教育総務課分を説明させていただきます。

教育総務課は、備考欄に記載してあります主な事項を説明させていただきます。

まず、先ほど補正で説明させていただきました、校内ＬＡＮ整備、タブレットの購入、外壁改修、トイレ改修、この分につきましては３月補正予算ですが、その分が令和２年度の予算としてここに加わってくる形になります。

表の中を説明させていただけます。上からいきまして１０款２項１目、備考欄に記載しておりますとおり、学校施設長寿命化計画策定業務につきましては令和元年度策定済みでございますので、４５２万２，０００円を減額す

るものでございます。

１０款２項１目の小学校施設維持管理事業でございますけれども、１，９７２万９，０００円を増額する予定でございます。これはエアコン設置に伴います電気代等の維持管理費がふえるためでございます。

続きまして、１０款２項２目、就学援助費及び就学援助受付入力業務委託、７，１８３万９，０００円、１３６万３，０００円を今回、学校教育係から教育総務課の学校給食係のほうに移管するようにしております。小学校給食費につきましては、公会計化ということで、市の学校給食係で徴収するようになります。それに伴いまして、関連の深い就学援助費の事務につきましても学校教育係から学校給食係に移管することによりまして、より効率的に、そしてサービスの向上を図るというものでございます。職員につきましても、学校教育課から教育総務課のほうに１名配置換えをする予定でございます。

次に、１０款２項５目、新規事業として上げておりますけれども、小学校給食用物資調達事業、１億６，９８３万円でございます。これは、先ほど申しました小学校給食費公会計化に伴う食材についての予算でございます。現在、学校給食会でこの予算については取り扱っておりますけれども、来年度より市の会計として取り扱うために計上するものでございます。その下、１０７万９，０００円につきましても公会計化事業に伴います郵便料、口座振替手数料、また通知書の封入作業の委託料等の費用となっております。

次に、１０款２項４目、トイレ快適化事業、この分につきましては前倒しで補正ではなく新年度予算で計上しております。１，１９４万３，０００円につきましては、感田小学校、下のグラウンドにありますトイレの改修工事を予定しております。

次に、１０款３項１目、中学校施設整備事業ですけれども、これも先ほどありました小学校の学校施設長寿命化計画策定業務、これの策定が終わったために１６４万４，０００円を昨年度と比べ減額しているところでございます。

１０款３項２目、その他中学校給食事業、１８０万３，０００円、これは選択性による牛乳代の差額の補助金でございます。これにつきましては、入札することにより、３０万円ほど減額することができております。

その下の就学援助費につきましては、中学校部分につきましても学校教育係から移管するということで、ここに４，４６７万９，０００円を計上いたしております。以上です。

○学校教育課長（川原国章）

学校教育課予算比較表をごらんください。

新規事業と予算額の増減が大きい順について説明いたします。

１０款１項４目、幼児教育事業として６８万７，０００円を新規事業として計上しております。これは全ての乳幼児に質の高い就学前教育保育、家庭教育を提供するため、就学前教育保育施設に対し、必要な支援を行うとともに乳幼児の保護者教育と支援を行う体制を整えるための事業です。そのために経費として、先進地視察及び研修のための旅費１７万４，０００円、推進委員会及び講演会の講師謝金として４２万３，０００円、消耗品費として９万円を計上して、合計６８万７，０００円となります。

２行飛びまして、１０款１項７目、教育支援委員会費として１４万７，０００円を計上しております。１０万７，０００円の減額は巡回相談を今年度より配置された臨床心理士が行うことで報償費を減額したことが主な理由です。

次に、１０款１項９目、教育研究所事業として５３５万１，０００円を計上しております。２８６万３，０００円の減額は、放課後学習関連予算をコミュニティスクール推進事業へ配当がえしたことによるものです。理由は、来年度より放課後学習に対する国庫補助がコミュニティスクール関連補助金に吸収されたためです。

１０款２項２目、就学援助費が０予算となっております。先ほどありましたように、来年度より就学援助に関する事務を学校給食係へ移管することとなったためです。

１０款２項３目、教師用教科書及び指導書給与事務の予算について１，５９７万７，０００円を計上しております。１，５７２万６，０００円の増額は、来年度より小学校の教科用図書が変わり、それに伴い教師用教科書及び指導書を新たに給付することとなるためです。

学校保健事業の２０万８，０００円の増額は感田小学校の学校教諭を一人増員したことによる報償の増加分です。

保幼小中高連携推進事業として、３３万７，０００円を計上しております。これは子ども音楽祭を小中文化展との合同開催から切り離し、直方市保幼小中高連携推進協議会の単独事業として実施することとなったことで新たに学校教育課に委託料として１５万３，０００円、使用料及び賃借料として１８万４，０００円の事業予算を計上したものです。

次に、コミュニティスクール推進事業として２３１万１，０００円を計上しています。２２５万１，０００円の増額は放課後学習関連予算を教育研究所事業から配当がえしたことによるものです。

次に、小学校英語教育推進事業として、１８０万７，０００円を新規事業として計上しております。これは小学校の外国語科の授業においてネットカ

メラやタブレットとインターネット回線を活用し、委託業者の雇用したネイティブスピーカーとの対話型レッスンを通して、英会話への関心と意欲を高め、英語によるコミュニケーション能力の基礎を養うことを目的とした事業をすることです。そのための経費として委託料として１６４万４，０００円を、備品購入費として１６万３，０００円を計上しております。

次に、その他教育指導費の１０２万８，０００円の増額は、来年度より行う子ども絵画版画作品展のための谷尾美術館の借り上げ料と小学校体育科水泳学習業務委託、直方南小になるのですが、追加されたことによる委託料の増額が主な理由です。

次に、１０款３項２目です。外国語指導事業として１，９５６万３，０００円を計上しております。６１３万４，０００円の増額は外国語指導助手ＡＬＴを一人増員したことによる委託料の増加分です。

次に、就学援助費が０予算となっています。小学校費と同様に来年度から就学援助に関する事務を学校給食係へ移管することとなったためです。

１０款３項３目、教育指定委嘱学校研究事業の２０万３，０００円の増額は、福岡県の研究指定委嘱校である直方第三中学校区が２年目となることで補助金の額が増額になったための増加分です。

英語発表会事業として、７万１，０００円を計上しております。これは英語発表会を教育研究所事業から切り離し、一つの事業として実施することとなったことで新たに学校教育課に報償費として４万円、使用料、賃借料として３万１，０００円の事業予算を計上したものです。

その他教育指導費の増額は、英検ＩＢＡ受験料を新規計上したためです。これは、英語の基礎的知識の習得状況を把握するために福岡県が全てに実施している中学校３年生に加え、直方市独自で中学１年、２年において英検ＩＢＡを実施することによるものです。以上です。

○文化・スポーツ推進課長（古賀　淳）

裏面をお願いいたします。２款１項１０目につきましては、男女共同参画社会実現に向けた講座、ＤＶの相談、施設の維持管理費などでございまして、一番上の欄、参画推進事業費、１１７万１，０００円は、それらの事業実施の予算でございます。

その次の行、２款１項１０目、男女共同参画センター建物管理というのは、その施設を管理、それから傷みの激しい建屋でございますので修繕費が年々高騰していっております。

１０款４項１目、社会教育総務費では水辺館事業といいますのは、遠賀川河川事務所の隣にあります遠賀川防災施設水辺館というところを直方市の所

管としては社会教育係のほうが受けておりますので、そこの管理運営委託料を出しております経費でございます。

その他社会教育総務費が２９万９，０００円、事業の見直しによって若干の減を図ったところでございます。

１０款４項２目は公民館費でございます。中央公民館の維持管理、補助金などが主なものでございまして公民館運営審議会の委員の皆様の報酬、それから中央公民館の管理事業といいますのは、修繕料が徐々にふえてきておりまして、それに対応に苦慮している予算でございます。

市自治区公民館連合会補助金といいますのは、直方市の自治区公民館連合会はそもそも自治会と公民館が合体したものでございまして、その当時の補助金が２款の総務コミュニティ推進課からと私ども１０款の文化・スポーツ推進課から出ておりまして、今一本化の協議を進めているところでございます。自治区公民館連合会の事務局分１５万円を総務費のほうへ移管しましたことから、そのような金額になっております。新年度には一本化が達成できるというふうに考えております。

１０款４項３目、社会学級費でございます。中央公民館が主催する講座でございまして、主に生きがい対策事業の高齢者向けとふれあい交流事業ということで、高齢者学級といいますのは、中央公民館で催す高齢者の生きがい対策の教室の経費でございます。この講習は高齢化が進む講習会が多いことから事業の見直しを図っておりますが、若干縮小しております。それから、生きがい対策事業のふれあい交流事業といいますのは、地域の方々に小学校に入っていただいて昔遊びだったり、書道だったり、そういうものの支援をしていただく事業でございます。

１０款４項１２目、文化施設費でございます。文化施設の管理運営、具体的にはユメニティというのが出てまいりますけれども、最初に出てまいります市文化施設管理業務（指定管理委託事業）で、１億６，１５０万円という予算を計上しております。これは、１１月の教育委員会で承認いただきました新年度から新たに３カ年、直方市文化青少年協会に委託をしようとするものでございます。

文化施設整備事業、１，２８７万３，０００円は新たにその下のその他文化施設整備費というところで減額１，４００万円になっておりますが、その他文化施設費で一括して計上していた施設の修繕費を文化施設整備とその他整備に分けて計上したものでございまして、上のほうの１，２８７万３，０００円はユメニティの既存の大規模修繕ではわかっているところを予算化したものと坑夫像の移設について撤去と輸送と新たな据えつけで４９２万円を計上したところでございます。設置しようとする場所は、国の史跡指定をさ

れました石炭記念館の敷地の隣接地、跨線橋を渡ってすぐ左側を予定いたしております。

１０款４項１３目、文化振興費、これは基本的には市の文化振興を図る予算でございまして、市民文化祭事業が５０万円ということで、前年比４５万５，０００円という減額になっておりますが、これは先ほど学校教育課のほうで御説明がありましたけれども、市民文化祭の中で子ども音楽祭、英語発表会というような予算も一緒に計上しておりましたが、これらを学校教育のほうの予算に振りかえたものでございます。

もう一つは、市民文化祭のほうを市民の方にも実行委員会に入っていただいて積極的にかかわっていただくことによって経費を・・・。

それから、文化団体の補助金交付事業２６万１，０００円というのは昨年度でございます。

１０款４項１４目は青少年対策費でございまして、青少年の健全な育成、それから青少年市民会議等の団体に対する育成事業でございます。直方市は旧福智山ダム事務所というところの管理も持っておりまして、そこに要する管理経費が４９万６，０００円、社会教育活動費補助金という名称で青少年育成市民会議等の団体助成をやっております。

その団体と直方市と共同で青少年健全育成事業を行っておりまして、１６８万３，０００円。

成人式は実行委員会形式で行っておりまして、その実行委員会の中で決められたことを粛々と実施していく。ことしは公募方法でさせていただきましたけれども、１４９万３，０００円ということで事業を実施しております。

１０款４項１９目、文化財費でございまして、文化財の専門委員さんを各自の手当として１５万４，０００円。

下境興福寺地区の埋蔵文化財発掘調査事業は予算が半減しておりますけれども、令和元年度のほうに発掘調査、令和２年度に新年度予算は報告書を作成するという中身が変わってまいりましたことに伴います減でございます。

それから、史跡筑豊炭田遺跡群整備事業で６５４万３，０００円を計上いたしておりますけれども、令和元年度に保存活用計画を立てました文化庁の指示によりまして、その次には整備基本計画の策定ということで指示をいただいておりまして、大まかな保存活用計画ができました。老朽化を食いとめる整備をやっていくのに、どのようなものになりますかという計画を立てる経費でございます。

石炭関連資料デジタル化事業ということで、ことしは計上しておりません。

これはデジタル化事業が平成２８年度から３０年度と３カ年かけて行っておりまして、ホームページにリンクしておりますデジタルミュージアムの開

設が終わったことによる減でございます。

それから、中泉地区の埋蔵文化財発掘調査業務は大幅に４３８万６，０００円の減となっておりまして、６１万４，０００円。これも先ほど説明したものと同様に発掘作業が令和元年度にありましたので、そこで大きな予算がかかりましたけれども、今年度は報告書でそれを報告すれば終わりということでございます。

その他の文化財費としては、５０６万５，０００円で６６万円の減でございます。県の無形文化財に指定されております三申踊りだったり、日若踊りだったり、そういう伝統文化振興事業補助金が若干減少したことによる減でございます。

大変申しわけございません。１０款５項の資料が欠落しておりましたので、準備をさせていただいて後で報告させていただいてもよろしいでしょうか。

○山本教育長

はい、わかりました。今、文化・スポーツ推進課長のほうからありましたように、１０款５項に関しましては後に回しまして、４課から令和２年度の予算について説明がございましたけれども、質問はございませんか。

○阿部委員

こども育成課の予算の３款７項１目の予防接種事業で、新規事業の定期予防接種ロタウイルスというのは、全市民に対してあるものですか、また、定期ということは何回か接種するものなのですか。

○こども育成課長（塩田礼子）

そうです。全部で３回ずつ打つようになっているそうでございます。

○阿部委員

それは何歳が対象になるのでしょうか。

○こども育成課長（塩田礼子）

把握しておりませんが、生まれたところから打っていくというようなことで聞いております。

○阿部委員

それは全市民に対してということですね。

○こども育成課長（塩田礼子）
　年度の途中からスタートする適用になりますので、１年間ではなくて半年分での予算となっております。

○阿部委員
　その次の麻疹は、今は麻疹風疹というものがあると思いますが、それに追加する形になりますか。

○こども育成課長（塩田礼子）
　保育所にお勤めされている方で、抗体が薄くなっている人に対して追加でおこなうものです。

○阿部委員
　わかりました。ありがとうございます。

○中野委員
　関連していいですか。抗体が薄くなっているかどうかの検査費も補助があるのですか。自己負担ですか。

○こども育成課長（塩田礼子）
　検査費は県のほうが負担する予定です。

○中野委員
　自己負担ではないということですか。

○こども育成課長（塩田礼子）
　自己負担ではないはずです。

○中野委員
　わかりました。
　文化施設管理事業の委託に伴って７５万９，０００円増額されていますが、その理由をお聞かせください。働いている方の報酬とかですか。

○教育部長（安永由美子）
　全体的なものにはなりますけれども、人件費のアップ部分もありますし、それから施設が経年劣化していくなかで今までの修繕費、３０年度、３１年

度の修繕費を見据えて来年度計上するというところも含めまして７５万９，０００円の増額というふうになっております。

○中野委員
　人件費はふえるというのは。勤めている方の人数がふえるのでしょうか。

○教育部長（安永由美子）
　そういうことではないです。昇給分です。

○山本教育長
　そのほかございませんか。

○山内委員
　単純に比較は難しいと思いますが、教育予算の総額は、市の財政から見てやっぱり大変厳しい状況で減額を強いられているのか、あるいは教育は予算が必要だという理解に基づいて、大幅増はないでしょうけれども、微増の傾向なのか、どうでしょうか。

○教育総務課長（熊井康之）
　申しわけございません。比較した資料が手元にないため、次回、お知らせさせていただきます。例年７％前後が教育予算の一般会計に対する額となっておりますが、７％後半ぐらいになっていると思いますけれども。

○学校教育課長（川原国章）
　去年よりも大分ふえていると思います。

○山内委員
　わかりました。

○山本教育長
　では、議案第３９号、直方市教育委員会令和２年度の予算について、了承いただけましたら挙手でお願いいたします。

（挙手）

○山本教育長

ありがとうございます。議案第４０号に移ります。令和２年度直方市立小中学校管理職等人事について。

○学校教育課長（川原国章）
議案第４０号は、最後に提案させていただきます。

○山本教育長
では、議案第４１号、直方市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について、お願いいたします。

○学校教育課長（川原国章）
議案第４１号、直方市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について、直方市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について、別紙のとおり提案します。提案理由は、直方市教育委員会事務委任規則第２条第２号の規定により提案するものであります。次のプリントをごらんください。
これは、先ほど言いましたように放課後学習の国庫補助金がコミュニティスクールの関連補助金に吸収されました。そのため補助金が必要な場合は設置要綱を制定しなさいというもので、この設置要綱の案は国の案を参考につくっております。
第１条が趣旨です。この要綱は、社会教育法第９条の７第１項に基づき直方市教育委員会が委嘱する地域学校協働活動推進員に関し、必要な事項を定めるものとするという形です。
設置は、教育委員会は、直方市立の小中学校区に推進員を置くことができると、この推進員という方が各学校の中心になったコーディネーターをする方になります。
定数が第３条ですけれども、学校区ごとに１人設置することを原則にする。
第４条が資格要件。
第５条が委嘱、推進員は、各学校区の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱するということになっております。
第６条に委嘱期間及び解嘱という形で、推進員の任期は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げないとしております。
第７条が職務です。このコミュニティスクール、（３）の学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関することというのが職務内容に入っております。
第８条、推進員協議会、教育委員会は、次に掲げる事項を協議するため、

必要に応じて、推進員協議会を開催することができるという形で、これはもう来年度から年３回ぐらいこの推進員を集めた協議をしなくてはいけないと考えております。

第９条が服務。第１０条が守秘義務。第１１条が庶務。第１２条、委任、この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。附則、この告示は、令和２年４月１日から施行するというふうにしています。以上です。よろしくお願いします。

○山本教育長

地域学校協働活動推進員の設置要綱についての説明でございましたが、質問がある方はお願いいたします。

○阿部委員

小学校から、放課後学習をしてくださる地域の方を募る紙が回ってきていましたが、コミュニティスクールではどなたが教えることになるのでしょうか。

○学校教育課長（川原国章）

同じです。

○阿部委員

今まで教えた方々が教えるということですね。場所は、各小学校とかでしょうか。

○学校教育課長（川原国章）

はい、そうです。

○阿部委員

では、推進員の方も先生ではなく地域の方ということですか。

○学校教育課長（川原国章）

今放課後学習で支援してくださっている方の中から学校ごとに一人、推進員という方を決めていただいて、世話をしていただこうと考えております。

○阿部委員

年３回の協議というのは、各推進員の方が集まられて、各小学校と連絡を

とるところということですか。

○学校教育課長（川原国章）
　放課後学習は今小学校が対象になっていますので、１１名の方に集まっていただき、年３回協議会を開こうと考えております。

○阿部委員
　わかりました。ありがとうございます。

○山本教育長
　よろしいですかね。それでは、議案第４１号、直方市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定につきまして、御了承いただけましたら挙手をお願いいたします。

（挙手）

○山本教育長
　ありがとうございます。では、最後の議案になりますが、議案第４２号、直方市立小中学校管理規則について、お願いいたします。

○学校教育課管理主事（大塚泰信）
　失礼いたします。議案第４２号、直方市立小中学校管理規則の改定について、直方市立小中学校管理規則の一部の改正について、別紙のとおり提案する。提案理由は、直方市教育委員会事務委任規則第２条第２項の規定により提案するものであります。
　どの部分を改定したかというところに関しましては、新旧対照表をつけておりますので、そちらを使って説明させていただきます。
　一部の改正についての中心は、来年度から共同学校事務室という組織を設置するに当たり、今までの学校事務共同実施という文言から置きかえることが中心です。ただ、この管理規則を見直すに当たり関係法令等を見直したところ、修正点というのがかなり出ておりますので、それもあわせて修正しているところでございます。
　新旧対照表の主なところに関しましては、１枚目、条項等に関して、これは最新の学校教育法施行規則の条文を今の条項に修正しております。
　伝染病による出席停止に関しまして、法令自体が学校保健安全法施行規則に変わっておりまして、その中の表記において伝染病ではなく感染症にかか

っているということに文言が変わっておりますので、それに対するものです。あとは施行令に関しましては、これの条文の事項が変わっていると文言を変えております。

その下の段、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭についての条項です。これも学校教育法施行規則並びに最新の法令の改正、特に養護をつかさどる主幹教諭を置くことができるというふうに変わったところが、栄養をつかさどる主幹教諭を置くことができるということが変わりましたので、それを追記しております。

２枚目をごらんください。

先ほどの文言と関連するところではございますが、教務主任等の設置に関しましては、主幹教諭自体が教務主任というところに教務主任を置かないことができるというふうな以前の文言だけではなく、中学校においてはさまざまな教諭がおりますので、それを法に対応する形に置きかえたというところでございます。

また、第４項ですけれども、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事は教諭の中からというふうに書いておりますが、指導教諭も別に法令上は問題がありませんので指導教諭という文言を、並びに保健主事においても同様でございます。司書教諭に関しましては、主幹教諭、指導教諭及び教諭の中から任命するということで、法令もそういうふうに書かれておりますのでそういうふうに変えております。

共同学校事務室が今回来年度から設置されることに関係しての条項になります。共同学校事務室と学校事務共同実施の違いは何かというと、共同学校事務室に関しては一つの組織でございます。今までは兼務を発令してそれぞれの学校の事務職員が集まって事務を共同的に行っておりました。そうではなく、共同学校事務室という室長を中心とした新たな組織を設置することによって、事務の効率化及び学校の事務職員の研修体制。それと学校運営に参画するために運営委員会などに主体的に入っていけるように、そういう組織が本市にも来年から設置されますので、それに関係して室長等の配置や直方市の共同学校事務室はどこに設置するのかというところ、そして室長の役割を示しているところでございます。ただ、５項に関する直方市共同学校事務室の運営及び業務等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるという項目については現在事務職員会の中で検討中でございますので、また改めて提案するところでございます。以上、提案いたします。

○山本教育長

来年度からの共同学校事務室、この実施に合わせて直方市立小中学校管理

規則の条文見直し、修正ということでございましたが、共同学校事務室にかかわらず、その他のところも合わせて改訂したということのようです。質問があればお願いいたします。

○山内委員
　共同学校事務室の室長になる人は、Ａという学校の事務職員でありながら、事務室長を兼務するという形でしょうか。

○学校教育課管理主事（大塚泰信）
　そうです。

○山内委員
　傘下にいる職員というのは、他校の事務職員、もしくは同校の事務職員なのでしょうか。

○学校教育課管理主事（大塚泰信）
　室長は１名で、直方市内の小中学校の全部の事務職員全員が共同学校事務室の職員になります。

○山内委員
　物理的には何も変わらず、事務室をつくるというわけでなく、組織上、学校事務室という文言ができるということですね。

○学校教育課管理主事（大塚泰信）
　これは、教職員の働き方改革が伴うところでもありまして、教員がやるべき仕事、そうではない仕事が振り分けられましたけれども、学校の事務職員を学校運営に積極的に参画させるというのがもともと国の狙いでございます。
　そのために結局、共同実施という単なる事務のものよりも学校運営、例えば予算の執行といったものを変えていくことによって、教頭先生がやっているような業務を引き継いでとか、これは可能性のレベルでございますけれども、そういうことができるようになるというところでございます。ただ現実として、そこまで事務職員のほうの理解というのがまだ十分ではありませんので、そこを今協議しているところでございます。
　一点、修正がございます。よろしいでしょうか。

○山本教育長

はい、どうぞ。

○学校教育課管理主事（大塚泰信）

修正していなかったところが一点ありましたので修正をお願いします。

見出しです。括弧の出席停止のところが下の文言は感染症なのに上がまだ伝染病のままなので、感染症に修正させていただきます。申しわけありません。

○山本教育長

２番目の括弧内の見出しの分ですね。修正が入ります。伝染病ではなくて感染症に訂正です。そのほか質問がございましたらお願いします。

よろしいですか。では、議案第４２号につきまして、御了承いただけましたら挙手をお願いいたします。

（挙手）

○山本教育長

ありがとうございます。では、先ほどの令和２年度予算について、文化・スポーツ推進課より、抜けていた１０款５項について説明をいただきます。

課長、お願いいたします。

○文化・スポーツ推進課長（古賀　淳）

大変申しわけございません。１０款５項、保健体育費でございます。１目、保健体育総務費では、新たな事業としてスポーツ推進委託業務委託料２６６万６，０００円を計上させていただいております。これは、県民体育大会が夏季、秋季、それから福岡の市町村対抗駅伝、市民総体、１７団体の加盟団体、競技団体による大会でございます。県民体育大会は県の体育協会、それから市民総体は県の体育協会につながり県民体育大会につながる体育協会加盟の１７団体、直鞍一周駅伝競走大会も、直鞍体育協会というのがございまして、これらがそもそも主催をしている行事でございます。その行事を新たに直方市体育協会に委託をしようとするものでございます。それの委託料として開催経費を計上するものでございます。

１０款５項２目につきましては、体育施設でございます。体育館、体育センター、弓道場、西部運動公園、市民球場、中泉の６施設の管理運営に要するところでございますが、先ほど中央公民館のところで説明を申し上げました緊急防災・減災事業債というのがございまして、非常に高い率の補助金が

得られる。ことしの事業計画で財政と協議をいたしまして、体育施設はもう一気に更新していこうということで、体育館の網戸設置は２９万１，０００円ですが、体育館の高圧受電設備の修繕といいますのは、電気を受け入れる高圧ケーブルの経年劣化というのがございまして、実はこれは一部ＰＣＢを含んだ機器がございまして、そのＰＣＢを含んだ機器の除却も含めて行おうとするものでございます。

三点目、市民球場の外野フェンスのブロックの撤去。これは３年前から叫ばれておりましたブロック塀の６段以上の積み増しに補強壁がないというのを発見いたしまして、現在は立入禁止になるように外野のブロック塀に防護フェンスをつくっておりまして、それを全部崩して網のフェンスにやりかえようとするものです。

それから体育館の空調設備設置工事といいますのは、体育館のアリーナはさすがに扱いきれません。それで、会議室と事務室と保健室と、それから今トレーニングジムを置いているトレーニング室がありますけれども、そこの空調を設置から２２年経過しておりますので取り組んでおります。

それから体育館の全ての電源を賄うところに非常用の電源設備がありまして、補修部品が利かないということで設置の取りかえ工事をやる。体育館の屋上が防水を直近でやって、これが１９年、令和２年度で数えますと２０年目になりますので撥水ができておりません。これの防水をやりかえるのに２，１１２万円。その後、防水工事をやるときに、その上に高架水槽が乗っておりまして、浄水を使うのに高架水槽３６５万４，０００円を必要とするもので、右の備考欄に書いておりますように、それらが幸いなことに体育館が避難所指定をされておりますことから、これは中央公民館と一緒ですけれども、防災減災基金。もしくは長寿命化事業ということで１００％の起債対応、もしくは７０％の起債対応でそのうちの償還額７０％前後が国からの補填で賄われるというような高い補助率の補助金がありますので、これを着手させていただきたいと。今のところ令和２年度の予算で着手さえすれば３年度に繰越をしてでも完成させればこの補助率適用となりますものですから、これを予算化したいということでございます。以上でございます。

○山本教育長

今、文化・スポーツ推進課のほうから追加で説明がございましたが、これにつきましては何か質問がございましたらお願いいたします。

○中野委員

実際、避難するのはアリーナというか広い体育館ですよね。そこに空調設

備はできないのかなと。今説明の中に入っていませんでしたが、金額が高過ぎてということなんですか。

○文化・スポーツ推進課長（古賀　淳）

一点目は金額の問題があります。二点目は体育館自体も老朽化が進みまして、体育館のアリーナの床が若干かまぼこ型に湾曲しているという状況があって、その床とそれからアリーナには照明がありますが、あれは水銀灯です。次の年度に宝くじ助成とか応募ができそうな気配なので、それをやった上でアリーナの空調に取り掛かるべきかなと思います。

○中野委員

順番を考えてということですね。工事が最小限で二度手間にならないようにということなんですね。わかりました。

○文化・スポーツ推進課長（古賀　淳）

現実問題といたしまして、今回体育館でやるこの事業の総額が８，０００万強になります。先ほど言いました床と水銀灯をやりかえるのが全館足場を組まないといけないので、多分８，０００万円から１億円ぐらいになるかと思います。それに空調をプラスすると、２億５，０００万円から３億ぐらいになります。次の予算化のときの今と同じような割のいい補助率の制度があるという前提はあろうかと思います。老朽化の状況からすると補助があれば手が出せるけれども、そうでなければ建てかえの検討も含めて根本的な解消を図ったほうがいいのではないかなという考え方もあろうかと思います。ですから、今言えるのはスケジュールの順番としてはそういう順番だけれども、実際に着手できる準備ができているかというとちょっとそこまで至っていないというのが現状だと思います。

○山本教育長

ほかによろしいですか。改めまして、議案第３９号、直方市教育委員会令和２年度の予算について、了解をいただけましたら挙手をお願いいたします。

（挙手）

○山本教育長

ありがとうございます。議案のほうは以上で終わりということになります。

続いて、協議事項のほうに移らせていただきます。卒業証書授与式におけ

る教育委員会告辞について、お願いいたします。

○学校教育課指導主事（村上善道）

卒業証書授与式における教育委員会告辞について、提案させていただきます。資料５をごらんください。

まず、小学校の告辞についてございます。先月、教育委員の皆様から少しアドバイスをいただいたところをもとに作成しております。小学校は、自分の夢をもち、夢を実現するために自分がやるべきことを考え、努力を続ける大切さを伝えるためにラグビーワールドカップで活躍した福岡堅樹さんに視点を当て作成しております。

前回の資料と改善されたところについて御説明させていただきます。まず全体的に小学校６年生、卒業生が告辞を聞いているときにわかりやすく理解できるような、できるだけ優しい簡単な言葉で文をまとめ直しております。

さらに重複している文言等を削除し、文全体を短目にさせていただきました。特になるべく簡単にした言葉につきましては、三段落目になりますが、そこで医師という言葉がたくさん出てきていたところを医者、もしくは先生という子供たちになじみのある言葉で続けております。ただ、最終的に医師の道のところについては医師という言葉を使わせていただきました。

さらには、中段のところ第三段落から第四段落を少し縮め、このような形にまとめさせていただいております。

最後の部分ですが、最終段落のところで今年度から最後の２行の一文を入れさせていただいております。さらに、入学以来、熱心に御指導に当たられました校長先生を初め、職員の皆様に深く敬意を表しますとともに、卒業される皆さんの前途を祝し告辞といたします。という形で、告辞という言葉をしめているところが新しい改善点になっております。

告辞の字が違っておりました。大変失礼いたしました。

○学校教育課管理主事（大塚泰信）

中学校の告辞について説明いたします。

前回、歌の説明で、それを今後につなげる部分がないので膨らますようにというところで御指導いただきましたので、大きくは中段の一見というところから挑戦してくださいというところまでをこの歌との結びつきで示したかったことを書きました。そこが大きな変更点です。最後、告辞の字が私も違いました。修正いたします。

○山本教育長

前回の教育委員会のときにいただきました御意見をもとに修正をしたものが今提案されましたが、これにつきまして何か御意見等ございましたらお願いします。

○山内委員

時間がないから簡潔に言いますが、小学校はありません。中学校ですが、今の説明のところを読んだときに随分頑張ったということはわかりますが、もう一つ「大地讃頌」を持ってきた意味合いというのが伝わりにくいのではないかと。さっき言われた一見で始まる段落がありますよね。一見で始まってその段落の最後、表現するのではないかと思います。この段落の冒頭は一見、卒業とは無縁の内容を歌にした「大地讃頌」が、なぜ多くの学校の卒業式で歌われるのでしょうか、と問うている。この問いの答えがこの段落の最後になる。卒業式でこの「大地讃頌」を歌うということは、「大地讃頌」の歌詞にある「大地」や「土」を、皆さんを包んでくれた人々に置きかえ、これまでの成長への感謝と、これからの旅立ちへの決意を表現するのではないかと思います。これが答えだろうと思いますが、答えにはまだ不足していると思います。つまり、「大地讃頌」の中に含まれる感謝の心が、卒業生の子供たちの成長にかかわった人たちへの感謝、さらにはこれから向かっていく新しい人生への決意につながっていって、歌を歌うことによってそれがさらに深い感動に高まっていくことで長い間歌われ続けてきたのです。というような答えの導き方にしないと「大地讃頌」とつながらないのではないかなというのが私の意見です。

今のが核心のところですけれどもちょっと細かいことをいうと、二段落目の本日も歌っていただけると伺っております、ここまでへりくだらなくてもいいんじゃないかなと。本日も歌われると伺っていますでいいのではないでしょうか。それから広島県広島市とあるけれども広島なら広島県は要らないのではないかと。それから一見のところの３行目の終わりのほう、お家の方が一生懸命、皆さんのお世話していただいたおかげで成長してきたのです。このお家の方がと言いながら、皆さんのお世話していただいたというのは、これはつながっていないのではないかなと。お家の方がといくなら、皆さんのお世話をしてくれた、いただいたを生かすならお家の方に皆さんのお世話をしていただいたおかげで、となると思います。以上です。

○学校教育課管理主事（大塚泰信）

はい。

○山内委員
　書き直すのは大変だろうけれども、もうちょっと練ったらいいかなと。中学生が聞いたときにそうかと思えるものに、優しく思えるものに、もっと深めてやったほうがいいのかなと思いました。以上です。

○学校教育課管理主事（大塚泰信）
　ありがとうございました。

○山内委員
　次は、当日、原稿をもらうということでかまいません。

○山本教育長
　それでは、内容については了解を得たということで、修正分をお渡しいたします。ある意味でいうと、これがこの曲を学校で使う意味づけをしてしまうところもあるので、そういう役目を買っているところでも重要なことだろうと思います。

○山内委員
　退職した石田先生が一中で始めたとおもいますが、この歌はいいよねということで始まった。涙を流して歌うから、感動を呼ぶのだろうね。深く話をしたことはありませんが、そんな意味づけだったのでしょうね。

○山本教育長
　それでいうと、大変意味がある中身だろうと。

○学校教育課管理主事（大塚泰信）
　頑張ります。

○山本教育長
　今伺ったことをもとに書いて、最終版という形でお願いをするということになります。
　では、協議事項、次に移ります。卒業証書授与式への教育委員会出席者について、お願いします。

○学校教育課管理主事（大塚泰信）
　令和元年度小・中学校卒業式出席者（案）について、提案いたします。

小・中学校の卒業式に関しましては、３月１２日に中学校が行われますが、この日が議会の議決の日で教育長、教育部長が参加できませんので、教育委員さんのみ出席となります。集合時間や来賓駐車場に関係したことはそちらに書いているとおりです。学校のほうからこういう形で出席の委員さんに案内状が来ますので、その時間で出席をお願いいたします。

なお、阿部委員に関しましては今回初めてということでございますので、私が随行で一緒にまいります。また、ここで挨拶、ここでこういうふうに上がっていただいてというふうな打ち合わせが前日とかでもできると思いますので、そのときは言っていただいたら調整いたしますのでよろしくお願いします。

太字のところが退職校長のところでございます。直方三中においては山内教育委員が、教育長が参加できませんので出席のほうをよろしくお願いいたします。また、下境小学校に関しましては退職校長のところは山本教育長が参加ということで、それ以外はこちら側で決めさせていただいたところでございます。

なお、１７日に関しましては６校でありますので、安永教育部長に参加していただくということと、植木小学校に関しましては、阿部教育委員のお子様が御卒業ということで、それでそちらのほうに設定させていただいております。一応、提案は以上です。

○学校教育課長（川原国章）

あわせて、出席していただける委員さんのみ学校から案内状を送るという形にさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○山本教育長

阿部委員には、申しわけございませんが、お子さんのところに御出席ください。

基本的に委員会告辞ということですので、最終的にでき上がりました告辞の文章をそのまま読み上げてもらうことになります。余計なこととか説明とか差しはさまない、このとおりにというのが告辞ということになりますので、よろしくおねがいします。

○阿部委員

自分の意見はいれないということですね。

○山本教育長

はい。そういう形でお願いいたします。

それでは、協議事項のほうは以上で終了いたします。

報告事項に移ります。こども育成課のほうから四つとも一緒に提案いただいてよろしいですか。塩田課長、お願いします。

○こども育成課長（塩田礼子）

付議案件表の直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱の制定から、一番下の直方市病児保育事業補助金交付要綱の一部改正についてということで、資料７は一番上にある資料のほうを使いまして御説明いたします。

資料７のホッチキスでとめたすぐ後ろに、こちらのチラシを配付させていただいておりますが、資料７の直方市保育士奨学金返済支援事業補助金をまとめたチラシとなっております。こちらのチラシで御説明させていただきます。

今回、新規の補助金でございまして、奨学金を借りて保育士になられた方の奨学金返済に要した費用の一部を補助することによりまして、保育人材の確保を狙っていく補助金となっております。

対象となる方につきましては、直方市民であること、本人名義で奨学金を借りて、保育士資格を取得した人、新たに直方市内の保育園で常勤保育士として勤務される方、みずから奨学金の返済を行っている方、この事業に類似する補助金の交付を受けていない方というふうになっております。

補助の対象月数につきましては３６月ということで、一月当たり１万円を上限といたしまして３年間で最大３６万円の補助を予定しております。

補助金の対象となる奨学金につきましては、日本学生支援機構、母子寡婦福祉資金貸付金、あしなが育英会奨学金、交通遺児育英会奨学金、生活福祉資金貸付制度、その他市長が認めた奨学金ということになっております。

申請につきましては、こども育成課の窓口で受け付けするように予定しておりまして、令和２年４月からの申し込みを開始する補助金となっております。

続きまして、資料８につきましては、直方市延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示となっておりまして、直方市の補助金に関しましては、３年をめどにその都度補助金を見直すような仕組みになっておりまして、こちらの補助金につきましては平成３２年３月３１日までの補助金となっておりましたが、これを改正いたしまして令和５年３月３１日まで補助金の期間を延ばすものでございます。

資料９、直方市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の一部を改正

する告示につきまして、こちらの分につきましては、補助の対象費目を当初人件費のみとしておりましたけれども、実際時間外に子供を保育する際の光熱水費であったりとか、消耗品とかを使いますのでこちらを加えるような要綱となっております。

附則につきましては、先ほども申し上げましたとおり、平成３２年３月３１日で期日が来てしまいますので、これをまた令和５年３月３１日までに延ばすものでございます。

資料の１２をお願いいたします。直方市病児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示につきましても、同様に平成３２年３月３１日で終了してしまいますので、附則第２項中、令和５年３月３１日に改めるものでございます。以上でございます。

○山本教育長

こども育成課のほうから四点についての報告ということですが、これにつきまして何か質問ございましたらお願いします。

○山内委員

奨学金の補助金は、直方市民であることと最初に言われませんでしたか。

○こども育成課長（塩田礼子）

済みません。チラシはまだ修正途中でございますが、直方市民であることが第一条件になっています。

○山内委員

大原則ということですね。

○山本教育長

では、令和２年３月直方市議会定例会会期日程について、部長、お願いします。

○教育部長（安永由美子）

資料の１０をごらんください。

令和２年３月の直方市議会定例会の会期日程について、御説明いたします。

今週金曜日、３月の定例会についての告示及び記者会見がございます。

翌週１７日から１８日にかけては、一般質問等についての締め切り、それから議会運営委員会がございます。実際議会が始まりますのは、その週の金

曜日からになります。金曜日が本会議で提案説明になります。土日、それから休会日を挟みまして、翌週の２５日から２８日までが一般質問、それからまた土日、議案考査日を挟みまして３月３日から本会議の質疑等になります。

３日が令和元年度関係、先ほど説明申し上げました３月の補正予算というふうに説明いたしましたけれども、そういった関係の議案についての質疑となります。

それから、議案考査日を挟みまして、５日が令和２年度新年度予算等についての質疑となります。

６日から常任委員会が始まりまして、翌週の１１日まで予定されております。３月１２日が本会議の採決となりまして終了の予定となっております。

以上でございます。

○山本教育長

３月定例議会の日程ということでございました。

では、教育大綱についてに移ります。熊井課長、お願いします。

○教育総務課長（熊井康之）

資料１１、直方市教育大綱について、報告させていただきます。

１月１７日の総合教育会議におきまして、教育委員の皆様の御協力により何とか形になりまして、それを市長が修正した結果がこのような形になっております。

１面、教育を取り巻く状況におきましては、市長が１０カ所ぐらい細かく文言のほうを修正されましたけれども、最終的には市長が定めるということで、それを採用しておるところでございます。

裏面、めざす市民像、基本方針につきましては、前回の会議でいただいた意見をそのとおりの形で反映させてもらっております。なお、一番下の日付につきましては、本日教育委員の皆様に報告して決定ということで市長と調整しておりますので、本日付で決定してまいります。

また、この内容につきましては今週金曜日、１４日の記者会見で市長のほうが記者にプレスリリースいたします。市報の掲載は、４月１日以降、ホームページにつきましても４月１日の掲載を予定しております。

また、庁内につきましては２月２０日の幹部会もしくは３月１日の庁議、どちらかで周知してまいります。以上です。

○山本教育長

ありがとうございました。教育大綱については、よろしいでしょうか。

策定にかかわりましては、委員の皆様方の御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。おかげさまでこういう立派な教育大綱ができ上がったなと思っております。

それでは、その他に移ります。３月行事について、管理主事、お願いします。

○学校教育課管理主事（大塚泰信）

失礼いたします。令和元年度３月行事予定について、説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、３月２日、定例校長会議を行います。

誤字がありました。１１日、水曜日、教育研究所研究員が辞任の任になっています。研究員修了式です。

中学校の卒業式が１２日。

１３日が教育研究所運営委員会を行う予定です。

１６、１７が先ほど説明しました小学校の卒業式。

２４日が、全校終業式となっています。

その次の２５日の水曜日が臨時校長会議、いわゆる内示でございます。

３１日、臨時校長会議、退職教職員辞令交付式、転入式、新任、管理職、新任主幹教諭等の服務宣誓式を予定しております。

なお、４月１日に関しましては、辞令交付式等ございますが、直方市の辞令交付式に関しましては、教育長のスケジュールとかぶることも考えられますので、山内教育委員に参加いただく可能性があります。その場合、連絡をいたします。３月行事予定については以上です。

○山本教育長

３月行事ということでしたが、何か御質問ございませんか。

○教育部長（安永由美子）

その他で追加でございます。資料等はございませんけれども、「直方市の教育について」でございます。

直方市の教育については、例年年度内に３回の発行をいたしておりました。

今年度につきましては予算の関係で皆さんもごらんになったかと思いますが、モノクロの印刷等になっておりまして、これを見直しまして、来年度は市報の中に組み込んでいきたいというふうに考えております。

そこで、今年度につきましては、３月に発行の予定のものをもう発行しないということ決定したところです。来年度、市報の振り込みで、半期に一度

程度予定をいたしております。

そのほか学校通信、それからまた随時の教育委員会等々でもお知らせについては市報やホームページを利用して市民の皆様には周知をしていく予定といたしております。以上でございます。

○山本教育長

では、会議録署名委員の指名について、お願いいたします。

○教育総務課長（熊井康之）

２月分の会議録署名につきましては、阿部委員にお願いいたします。

○山本教育長

以上で、２月定例教育委員会を終了いたします。

（署名）

直方市教育長

山本　栄司

（署名）

直方市教育委員

阿部　英子